

令和4年6月29日

信徒の皆様へ

世界救世教

管長（代表役員）長澤 好之
責任役員一同

最高裁判所により特別抗告が棄却されたことのお知らせ

先にお知らせしましたとおり、世界救世教は、平成30年1月30日に世界救世教主之光教団（以下、「主之光教団」といいます）が重大な教義違反を継続していることを理由に、必要な手続を経て適法に、主之光教団との包括被包括関係を廃止いたしました。これにより、主之光教団は、世界救世教の被包括宗教法人ではなくなりました。

ところが、主之光教団は、世界救世教から包括被包括関係を廃止されたことを不服として、世界救世教に対して、裁判所（静岡地方裁判所沼津支部）に被包括宗教法人であることを仮に定めること等を求める仮処分（保全処分）を申請するとともに、訴訟（本訴）を提起しました。しかし、沼津支部は、主之光教団の主張を認めず、仮処分申請を却下する決定を出しました。

これに対して主之光教団は、東京高等裁判所に不服申立（即時抗告）を行いました。東京高等裁判所でも、主之光教団の主張は全て排斥され、沼津支部の決定を全面的に支持し、主之光教団の即時抗告を棄却しました。このことは、すでに皆様にお知らせしたとおりです。

その後、主之光教団は、この東京高等裁判所の決定についても不服であるとして、最高裁判所に対し「特別抗告」を申立てました。しかし、この「特別抗告」についても、最高裁判所は、本年6月17日に「本件各抗告を棄却する」との決定を行い、全てを退けました。これにより、上記仮処分事件は、主之光教団の主張を全て退けた東京高等裁判所の決定内容が確定し、最終的に決着しました。

今後は、この仮処分事件の本訴（訴訟）が沼津支部において審理、判断されますが、上記仮処分事件によって示された沼津支部及び東京高等裁判所の判断と同様の内容の判決が下されることは間違いないものと考えられます。

つまり、今後、主之光教団が如何なる法廷闘争等を継続したとしても、その主張が認められる可能性は、ほとんどなくなりました。

私どもは、このような決定を、地上天国祭を機に明主様よりお許しいただいたことに、大きな意義を感じております。

信徒の皆様におかれましては、この地上天国祭を期して、今まで以上に明主様のみ教えに求め、ご神業奉仕に邁進いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上